

## 第二節 統治の基本

慶長十四年（一六〇九）、島津氏の琉球侵略の結果、奄美五島は琉球から分割され、大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島は共に薩摩の直属となった。それから明治四年（一八七一）の廢藩置県に至るまで二百六十年の間、封建政治の桎梏しごく下に島民は呻吟しんげんしなければならなかったのである。

薩藩は当初から琉球を介して対支貿易の巨利を独占することが多年の宿望であったから、侵略後の琉球に対しては、王国として一応独立の体面を保たせつつ琉球を中国その他外国貿易の利益を追求する拠点として最大限に利用することを政策としたのである。

それが、奄美諸島に対しては最初から経済的搾取の対象として考えていたようである。慶長十四年（一六〇九）の琉球入りは、ある意味において新財源を見出し、窮乏せる藩財政を建て直し危機打開の道を見出さんがためである。

あつたと見ることができよう。だから新領土が経済的搾取の対象となったのは不思議なことではない。

これを文化史的にみるならば、薩藩は施政二百六十年の間、政治経済方面における極度の干渉にもかかわらず、島民のためになんらの文化的施設もしなかつたばかりか、この方面に関してはほとんど干渉らしい干渉もしていない。砂糖さえうまく搾取できるなら、文化的には琉球的であろうと、何であろうと構わないという態度を取っていたようである。

後に至ってその政策の非なるを悟るや、しきりに琉球との関係を遮断することに努めた。たとえば元禄期前後において、注目すべきことに神社の建立がある。

喜界島では元禄八年（一六九五）にはじめて八幡宮が建立され、徳之島では寛文十年（一六七〇）ごろに諸田村に建てられた観音堂が破損して荒寺となっていたので、宝永七年（一七一〇）ごろ龜津の拝山に弁財天堂を建立したという。沖永良部島では宝永元年（一七〇四）和泊村奥崎に弁財天宮を建立した。

以前は祈願など行う場合は祝女を頼んで祝事をすませていたが、代官赤塚吉右衛門の発意によって薩摩藩に願

い出、琉球在住の「奥山以海」上人に依頼してその扁額へんがくを掲げたという。この沖永良部島における弁財天宮の勧請に、これら神社建立のねらいがよく表されている。古来の祝女、ユタなど従来の信仰を物理的に破壊し、薩藩の宗教を権威の象徴として導入せんとする政治性がうかがわれるのである。

しかし、三百四十余年間の流属時代は祝女による島民の精神的統一が行われ、宗教文化が普及し、民間の交流が頻繁であったから琉球文化は全島に浸潤していた。したがって文化的にいうならば奄美諸島は今でも琉球文化圏に属しているということができるとし、琉球時代は島民にとつて思い出よいものであった。

それに比べると、薩摩の文化的影響はきわめて希薄であり、その思い出はむしろ重苦しい陰惨な印象で満たされている。薩藩が島民に対してあえてした文化的圧迫は、島民が家宝として大切にしていた系図や古文書類を没収、焼棄し、簪かんざしや服装類を極度に制限したばかりでなく、名前のつけ方までも干渉し、庶民には一切名字を許さずわずかに郷土格の者に限ってこれを許したが、それも城下土と区別するために二字姓を禁じて一字姓を用い

させた(たとえば沖永良部の郷士格四家部は竜市、町、山の一字姓であった)。琉球では万葉仮名音により表記させ、一見して判別できるようにした。名前も中国風につけさせるといった風で、あくまでも属領として差別的に取り扱っていた。

これに反し琉球時代は、すべてが寛大で、同等の自由を認め、なんらの差別もおかなかった。どこまでも一視同仁の同化政策で臨んでいたのが容易に共同生活体に入ることができたのである。したがって政治的に薩藩に服従を強いられても、文化的にはいつまでも琉球色が清算できなかったのである。薩藩の圧制がひどかっただけ、琉球に対するあこがれが強化されている。

この時代に特記すべきことはただ一つ、遠島人(流刑人)の島の文化に及ぼした影響である。薩藩は奄美五島を領有すると間もなく、これを罪人の流刑地として多くの政治犯人を送ったものである。無論その中には不良悪質の者もあって、風教上害毒を流した者もあるが、中には西郷隆盛をはじめ、川口雪蓬、紀の平右衛門、児玉万兵衛、竹之内助市、平富里、萩原藤七らのごとき著名な政治家や学者があつて、島民の教化、知能の啓発、風俗

の改善に意を注ぐなど藩の政策とは正反対に文化の開発に貢献することが多かった。

特になんらの文化施設も教化機関もなかった当時の島において、流人たちの啓蒙事業は暗夜を照らす唯一の光明であった。もちろん彼らは謹慎中の身として、その教化はもっぱら個人的であり、ある地域とか範囲に限られて、広く一般島民には及ばなかった。しかし、後日明治時代に至って島民教育の第一線に立った者が多く彼らの教え子であったことを思うと、その感化影響の及ぶところ測り知れないものがある。

これら心ある流人たちの教化事業とは反対に、藩庁の島民に対する圧制はますます増長するばかりであった。なかんずく藩の圧制が最も極度に発揮されたのは、糖業政策においてであった。

峻厳なる監督と苛酷な取り締まりとによって、強制的に砂糖の産額は増加したが、それは藩庫を富ますだけで、島民はその粒々辛苦の結果たる砂糖の一かけらすら口にすることはできなかった。おかげで糖業だけは相当の発達を遂げたが、その反面他の産業の発展を阻止したことは島の経済生活にとつて取り返しのない損失である。

あつた。

とはいいいながら、文政期(一八一八〜一八三〇)の薩藩財政は破局であり、藩債は累積して五百万両に及んでいたというから、江戸、京都、大阪三都の銀主も薩藩への貸し出しには応ぜず、すべての支払いは滞り幕府への公用にも差し支える状態であつた。

そこに結局五百万両の藩財政上の赤字を補填し他日の積極的活動に資すべき藩政の財的基礎を立つべく、いややおうなしに奄美諸島からの貢糖が必要であつたのである。

この貢糖によって、かの木曾川治水工事に多大の傷疾を被つた薩藩の財政を救つたばかりでなく、藩公の豪華な政治による藩財政の窮乏を補い、さらに軍備施設と国防工業とに巨費を費し、ひいては明治維新の大業を翼賛する財源の一助として役立ったことを思えば、虐げられ通しだつた大島島民たる者もいささかもつて慰むるに足るであろう。

奄美諸島が薩藩の圧政に苦しみぬいたことも、遠い歴史のあなたに過ぎ去つていこうとしている。

以上、薩藩の新領土、奄美諸島に対する施政の概観と

でもいったことについて述べてきたつもりであるが、「名瀬市誌」によると、「元和改革」の項で次のように述べている。

薩藩は新付の領土に対する懐柔策を講じながら一方で着々基本的な統治方針を練りつつあつた。まず基礎になるのは正確な検地である。

元和七年(一六二二)藩主家久から道之島検地の旨をうけた川上久國に大島、喜界島の検地を行わしめたのである。

徳之島など南三島の検地については、遙かに遅れて万治二年(一六五九)の検地をもって「初而御竿入仰渡せられ」としているが、万治の検地が最初でなく元和の竿入れが行われたことは間違いない。

この元和の竿による道之島五島の高は四万三千二百五十七石七斗六升である。これを元和十年(一六二四)道之島竿という。

これまでの慶長の竿にくらべ実に六割増に近い約二万石の増高である。たった十年足らずの間にこんなに耕地が増加するということは、とても考えられないし、ことにこの間は藩は道之島に対し何ら施策らしいことも講ぜ

ず、現状維持の方針でできた期間であるからなおのことである。

慶長十五、六年竿も、慶長内検も、道之島では実地の竿入れによる丈量が行われず、琉球王朝時代の額を踏襲換算した数字であったのでこのような大差が出たとしか考えられないのである。このあたりから藩の道之島に対する行政の近世化と、そして植民地化も巨歩を踏み出していくのである。

藩の重臣たちは新しく蔵入れになった道之島に対する施策を討議し、「置目の条々」を制定した。制令は元和九年（一六二三）閏八月二十五日付けで国相島津久元ほか四名の連署になっている。道之島統治の大綱を示したものである。

道之島置目之条々

- 一 島中田島の名よせ帳可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>書調<sub>レ</sub>事付あれ地并仕明地可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相糺<sub>レ</sub>之事
- 一 おほや（大親） 向後相やめられへき之事付御扶持被<sub>レ</sub>下間敷事
- 一 上木のよひと（用人） めさし（目指）可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相止<sub>レ</sub>之事

- 一 かいせん作ましき事
- 一 日本衆其島へ被<sub>レ</sub>参候共礼物いたすましき事
- 一 おりめまつり早々つかまつり米すたり候はぬやうにじゆうに可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>取納<sub>レ</sub>事
- 一 諸役人琉球にいたりにはちまきのゆるしを取事可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>付島中のもの共百姓以下にいたる迄さうり（草履）はくべき事
- 一 赤つぐ（棕櫚） 黒つく牛馬之皮不<sub>レ</sub>残御物を以可<sub>レ</sub>買取<sub>レ</sub>事
- 一 島中麦之納は小麦をもちらにとられへき事
- 一 から芋むしろはせをわた御物を以買取可<sub>レ</sub>相納<sub>レ</sub>事
- 一 牛馬年々に付しるし役儀可<sub>レ</sub>仕事
- 一 諸百姓借もの三わりの利にとるべき事
- 一 諸百姓なるへき程しやうちうを作り可<sub>レ</sub>相納<sub>レ</sub>事
- 一 仕立庭之儀人数付の上を以可<sub>レ</sub>相納<sub>レ</sub>事
- 一 おさめもの何色によらす百姓に請取を可<sub>レ</sub>出事
- 一 諸役人御物をとりこみ候御沙汰之事
- 一 数年百姓未進之事
- 一 百姓手前より役人共へいろいろ出物仕候向後なにい<sub>レ</sub>ろによらす可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>之間田島のおさめ相かさむ

- 一 一郡に用人三人づつに相定候事
- 一 ひと村にをきて（掟） 老人づつに相定候但老人に付切米壱石可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下事
- 一 一郡にてくこ（筆子） 老人づつに相さだまり候但老人に付切米壱石くださるべき事
- 一 よひと老人に付切米五石被<sub>レ</sub>下此中之知行はめしあげられべき事
- 一 用人てくこ并諸役人の数御定の外可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>事
- 一 からう（唐芋） 米むしろ布男女によらず出すまじき事
- 一 よひとてくこ百姓をいろいろ召つかう儀かたく可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>事

- 一 おつか（債負） の方に御百姓を人之内之ものに召なし候儀曲事候間元和五年より以来のは相かへすべき事
- 一 諸役人田島作職いたすましく候但百姓に罷成候は、作職つかまつるべき事
- 一 島中におひて私に人を成敗いたす儀かたく可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>但ころし候はて不<sub>レ</sub>叶科人は可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>御意<sub>レ</sub>事
- 一 諸役人百姓にたいし私に検断いたす儀停止之事
- 一 島中諸役人百姓をやとい供につれ間敷事

へき事

- 一 米此地へ仕上之時分二月より船を被<sub>レ</sub>遣三月此方へ着船之事又四月より五月六月迄に一上下可<sub>レ</sub>仕事
- 一 七月よりあくる正月までは仕上船之上下停止之事
- 一 用人御算用に可<sub>レ</sub>罷上<sub>レ</sub>刻は主従三人たるべし多人数めしつれ候儀停止之事付逗留中之飯米は可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下事
- 一 右御算用に付まかりのぼるへき時はよひと老人に付御舟間式拾石あし（足代） くださるへき事

右条々もし相そむくものあらはきびしく可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>者也

元和九年閏八月二十五日

- 比志島國隆
- 宮内少輔 判
- 三原重種
- 備中守 判
- 伊勢貞昌
- 兵部少輔 判
- 喜入忠政
- 撰津守 判
- 島津久元
- 下野守 判

一読して目立つのは、琉球王朝的な古代的な統治体制の否定と、近世大名領の存立基礎である農民に対する関心の深さと、収納体制の合理化強化である。

以上が「置目条々」のあらましである。この法令は、喜界島も共通である。文献の不足で分からないが、徳之島など三島に対するものも同じものか、大差のないものであったろう。ただ、大島ではこの時なくなつた「目指」役が、南三島ではずっと残っているのを見れば、実情に応じた法令ないし運用の小差違があつたものであろう。

この「置目条々」を中心とする元和改革は、後の享保改革、天保改革とならんで、道之島（奄美群島）に対する薩藩の三大改革の一つである。藩の支配体制、収奪体制はこの元和改革で緒につき、享保改革で整備され、最後の天保改革の専売制で仕上げをみるのである。